

「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度実施要綱

(目的)

第1条 男女共同参画推進に関する具体的な取組を宣言した企業等を認定し、その取組を支援するとともに、取組事例を広く紹介することにより、県内企業等の男女共同参画社会づくりに向けた意識改革を促進し、取組の実践を促すことを目的とする。

(対象)

第2条 この制度が対象とする企業等は、石川県内に事業所がある企業・団体等とする。

(認定区分)

第3条 認定の区分は、「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」と「いしかわ男女共同参画推進宣言企業「女性活躍加速化クラス」とし、認定基準は第4条のとおりとする。

(認定要件)

第4条 知事は、次の要件をすべて満たす企業等を「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」または「いしかわ男女共同参画推進宣言企業「女性活躍加速化クラス」として認定するものとする。

(1) いしかわ男女共同参画推進宣言企業

①次に掲げる取組を1つ以上行っている、または行う予定であることを宣言すること

ア ポジティブ・アクション（積極的改善措置）推進の取組

イ ワークライフバランス（仕事と生活の調和）推進の取組

ウ その他（男女が共に働きやすい職場環境づくり等）の取組

②労働基準法（昭和22年法律第49号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）等の関係法令が遵守されていること

(2) いしかわ男女共同参画推進宣言企業「女性活躍加速化クラス」

①いしかわ男女共同参画推進宣言企業のすべての要件を満たしていること

②(1)①の取組について、女性活躍を加速する観点から、数値目標を1つ以上掲げていること

(認定の申請等)

第5条 認定申請の手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認定を受けようとする企業等は、「いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定申請書」(別記様式1)を知事に提出するものとする。
- (2) 既に「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」として認定を受けている企業等が「いしかわ男女共同参画推進宣言企業「女性活躍加速化クラス」」として認定を受けようとする場合は、数値目標を設定した「いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定申請書」(別記様式1)または「いしかわ男女共同参画推進宣言企業「女性活躍加速化クラス」移行申請書」(別記様式6)を知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、第1号、第2号の申請書のほか、認定の審査に参考となる資料の提出を求めることができる。
- (4) 知事は必要に応じ、実地調査等により、申請内容の確認を行うことができる。
- (5) 知事は、第1号、第2号の申請のあった企業等について別に定める審査を行い、適格と認めるときは、その結果を速やかに申請者に通知する。
- (6) 知事は、認定することを決定した企業等(以下「認定企業」という。)について、「いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定書」(別記様式2)(以下「認定書」という。)を交付する。

(認定企業への支援)

第6条 認定企業は、認定区分に応じて、広告や名刺等に「いしかわ男女共同参画推進宣言企業シンボルマーク」または「いしかわ男女共同参画推進宣言企業「女性活躍加速化クラス」シンボルマーク」を表示することができる。

2 知事は、次に掲げる措置等により認定企業への支援に努めるものとする。

- (1) 男女共同参画・女性活躍の推進に積極的に取り組む企業等として、企業等名や宣言内容等の県のホームページへの掲載等広報による支援
- (2) 男女共同参画・女性活躍の推進に関する各種情報の提供による支援

(取組の報告)

第7条 認定企業は、毎年、県が別に定める日までに、「いしかわ男女共同参画推進宣言企業取組報告書」(別記様式3)により、取組状況等を知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の取組報告書のほか、取組の実施状況の確認に参考となる資料の提出を求めることができる。

3 知事は必要に応じ、実地調査等により、取組の実施状況の確認を行うことができる。

(認定の有効期間)

第8条 認定の有効期間は、認定した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、期間途中に、「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」から「いしかわ男女共同参画推進宣言企業「女性活躍加速化クラス」」に移行した場合、移行した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(認定の更新)

第9条 認定企業は、認定の有効期間満了後も引き続き認定を受けようとするときは、認定の有効期間が満了する日までに、「いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定申請書」(別記様式1)に必要な書類を添付し、知事に更新の申請をしなければならない。

(変更の届出)

第10条 認定企業は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「いしかわ男女共同参画推進宣言企業変更届出書」(別記様式4)により知事に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第11条 認定企業は、認定要件を満たさなくなったとき又は認定継続の意思を失ったときは、速やかに「いしかわ男女共同参画推進宣言企業辞退届出書」(別記様式5)に認定書を添付のうえ、知事に届けなければならない。

(認定の取り消し)

第12条 知事は、認定企業が次に掲げる行為を行ったとき、または、その事実が明らかになったときは、審査を行い、認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項第1号に掲げる取組を行わないことが明らかになったとき
- (2) 法令に違反する重大な事実が発生したとき
- (3) その他認定企業として適当でないと認められるとき

2 知事は、前項の規定により認定の取り消しをするときは、理由を付して認定企業にその旨を通知するものとする。

3 認定の取り消しを受けたときは、認定企業は速やかに認定書を知事に返納するものとする。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月27日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月25日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月8日以降に改正前の「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度実施要綱により認定を受けている企業等の認定の有効期間は、平成34年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成30年7月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。